

**「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に
向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

**Ⅲ 持続可能で豊かな未来への投資に
向けた提案・要望**

■埼玉版 SDG s の推進 (埼玉の豊かな水とみどりを守り育む)



【総務省、財務省、農林水産省、林野庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課： 土地水政策課、エネルギー環境課、水環境課、みどり自然課、森づくり課

1 水源地域の保全



【農林水産省、林野庁、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成31(令和元)年では31件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
- ・ なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

2 マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充



【環境省】

◆提案・要望

河川でボランティア団体が実施するマイクロプラスチック・河川プラスチックごみ削減に係る取組に対し、内陸自治体が行う支援に要する経費を補助対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、森林豊かな山地を水源とする荒川や、平坦な農村地帯を流れる中川など多彩な河川が存在する。また、内陸自治体であるが、人口が多くプラスチック製品の大消費地であることから「川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さない」ことをスローガンに掲げ、河川ごみへの対策を推進している。
- ・ 具体的には、ボランティア団体（川の国応援団：707団体登録）による河川ごみの回収について、回収作業用品などの資材を提供しているほか、リーダー研修、交流会の開催など人材の育成を支援する等の取組を進めている。
- ・ 国は、地域環境保全対策費補助金により、地方自治体を実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し補助制度を設けているが、内陸自治体の取組については海洋沿岸自治体との連携が前提となっている。
- ・ 河川を流下するごみへの取組は海洋汚染の未然防止対策であり、内陸自治体がこれらの取組を推進することは、結果として海洋沿岸自治体が海岸の清掃のために要する負担を軽減することに直結する。
- ・ については、内陸自治体が単独で行う河川プラスチックごみ削減対策を補助制度の対象とすることが必要である。
- ・ あわせて、内陸自治体を実施する河川ボランティア団体（川の国応援団）が行う取組も海洋汚染対策として位置付け、これらの団体に対し内陸自治体が行う資材の提供、処分費用の負担、人材育成などの支援に要する経費を補助制度の対象とすることが必要である。

3 市町村による浄化槽整備の推進



【環境省】

◆提案・要望

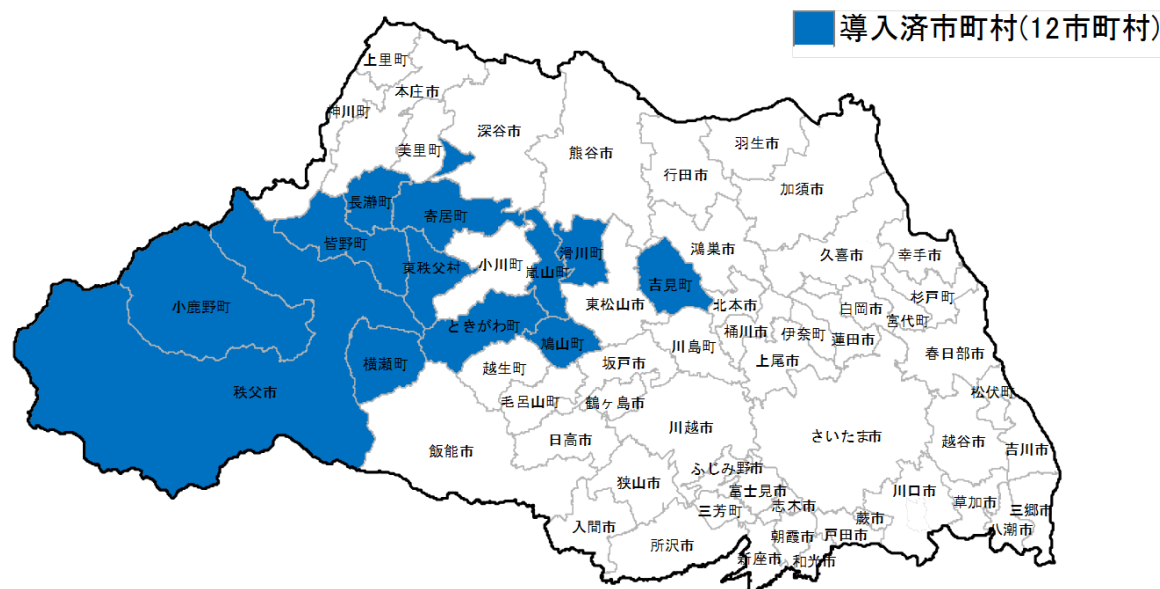
- (1) 循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の補助率の引上げや市町村の事務的経費に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。
- (2) 浄化槽放流水の排水路の整備のための措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 河川の汚濁原因の約74%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では浄化槽整備区域において補助事業により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- ・ 公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）の導入に当たっては、地域住民への周知、中・長期な事業収支予測、維持管理や使用料徴収に係るシステム開発など、事務的、財政的な負担があり、導入を検討する市町村の課題となっている。
- ・ また、公共浄化槽整備に必要となる浄化槽排水路整備に要する費用が多額となっている。

◆参考

○公共浄化槽導入市町村（令和2年度末時点）



4 森林整備法人への支援の充実・強化



【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和2年度末までに県内全域で3,293ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄っており、現在の借入金残高は約202億6千万円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化するほか、平成22年度からは平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化するなど農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

5 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保



【農林水産省、林野庁】

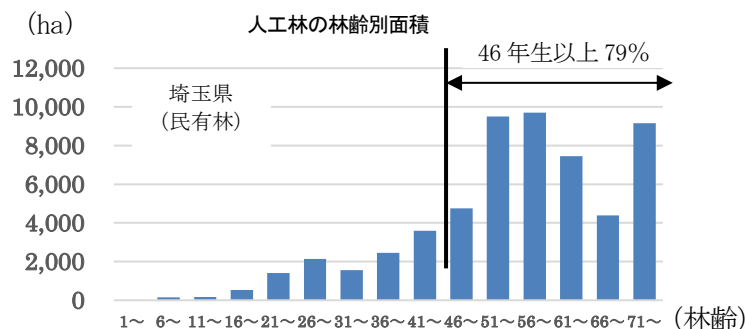
◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割となるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

◆参考



1年当りのおおよその炭素吸収量
(単位：t/ha・年)

	20年生 前後	40年生 前後	60年生 前後	80年生 前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典：(独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

6 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



【財務省、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など多様な機能を持っている。このため、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっていることから、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体が買取りによる対応ができず、公売され最終的に開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

7 大規模太陽光発電設備の適正な設置



【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）の抜本見直しにおいて、地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに係る規定を実効性がある形で反映させること。
- (2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「FIT」という。）認定の事業計画の審査においては、国で定める事業計画策定ガイドラインに沿って審査を厳格に行うこと。
- (3) 地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、同ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ FITにより参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られておらず、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している。
- ・ 国はFIT法を改正（平成29年4月施行）して事業計画策定ガイドラインを策定するなど一定の対応は行ってきた。しかしながら発電事業者のなかには地域住民への配慮を欠き、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を損うなど、県民の安心安全を損なう事例も発生している。
- ・ 太陽光発電施設は、国が所管するFIT法と電気事業法以外は適用されないことが多く、自治体が所管する法規制では対応できないケースが多い。
- ・ 県は太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（雛形）を示し、県内29市町村がガイドライン等を策定して対応しているが、指導・助言に基づく対応では限界がある。
- ・ 令和4年度から再エネ特措法（改正FIT法）が施行されるが、その運用にあたっては地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに国が直接関与するなど、特段の配慮を求める。

■埼玉版 SDG s の推進 (未来を創る人材への投資)



【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課： 学事課、少子政策課、国保医療課、教育局財務課

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進【一部新規】



【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
 - ・ 隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないように、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定すること。
 - ・ 地域区分は公務員の地域手当の区分だけでなく公示価格など他の客観的指標も考慮すること。
 - ・ 公定価格の抜本的な見直しが行われるまでの間、特定の地域に不利益が生じないように地域区分の設定方法について新たな特例を導入するなど柔軟な対応を講じること。
 - ・ また、個々の公定価格の地域区分の設定に関する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- (2) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。
- (4) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では待機児童対策として、令和3年度に、4,200人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和3年1月に4.44倍で、前年同時期(令和2年1月の4.91倍)よりも緩和されているものの、依然として厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。

- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 県内の保育団体からは、埼玉県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部の市は平均公示価格が高いにも関わらず地域区分が低い状況にある。
- ・ 保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成 29 年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、1 分野につき 15 時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも 2 日程度保育所等を離れる。現状では、処遇改善等加算Ⅱを受けるにあたり、研修受講要件は課されていないが、令和 4 年度開始までに研修の受講状況を踏まえ、必須化を判断するとされている。

2 保育の質の向上



【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化については、地方に過大な負担が生じないよう、必要な地方財源を引き続き確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年の本県の合計特殊出生率は1.27であり、全国で5番目に低い状況にある。
- ・ 国による子育て支援等の取組に加え、各地域の就労環境や子育て環境等の実情にあった少子化対策も効果的であることから、地方自治体が少子化対策を継続的に実施することができるような財政支援が必要である。

【現状の詳細】

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が地域の保育現場の人件費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
- ・ 延長保育事業の補助要件、補助単価が現場の状況を反映した内容となっていない。
- ・ 子供が病気になった場合のセーフティネットを構築するため、病児保育施設の整備を促進している。
- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から制度の同時入所要件を撤廃し、満3歳未満の第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。
- ・ 令和元年10月から実施の幼児教育無償化により、保育の質の向上に向けた十分な財源措置が必要となるとともに、認可外保育施設等も無償化の対象となったことから質の確保が重要となる。

3 保育所整備等への交付金等の充実



【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震改修費用については補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、資材の不足や人材確保が困難なことによる工期の延長等、相対的に整備費用が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

◆参考

○主な事業

保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）

認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）

保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○補助率

通常 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

特定（※） 国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4

（※）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

○国の交付基準額

埼玉県 都市部 60名定員（補助率 2/3）の場合 111,200 千円

○待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額の増額

・ 土地借料加算

31,700 千円（通常：16,100 千円）

・ 地域の余裕スペース活用促進加算

都市部 11,360 千円（通常：2,570 千円）

○保育対策総合支援事業費補助金

・送迎保育（広域的保育所等利用事業）

事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助

バス借上げ費 1施設につき基準額年間7,500千円

保育士等雇上費 1施設につき基準額年間5,000千円

・賃貸物件による保育所改修費

事業に必要な改修費等、賃借料を補助

1施設（20～59人）当たり基準額27,000千円（①32,000千円、②35,000千円）

①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択

②①に加え、待機児童対策協議会において関連KPIを設定

○補助の方法

国→市町村→事業者

4 放課後児童健全育成事業の充実



【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、コロナ禍における感染対策を含む運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村=1/3：1/3：1/3から、国：県：市町村=2/3：1/6：1/6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、全国2位の1,692か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和2年度の待機児童数1,665人も全国2位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ 厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされたが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。
- ・ 平成28年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された（国：県：市町村=1/3：1/3：1/3 → 2/3：1/6：1/6）が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が1/3ずつの負担割合のままである。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在※）

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
利用児童数（人）	61,655	65,514	68,078	71,004	70,162
待機児童数（人）	1,846	1,691	1,657	2,049	1,665

※令和2年度は7月1日現在

5 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については、減額措置が継続される。

◆参考

○埼玉県の乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
令和3年度予算	2,593,344千円	1,008,982千円
令和2年度実績	受給対象者数	281,027人
	支給件数	3,650,525件
	市町村支給額	3,649,985千円
	事業費県補助	1,788,006千円
	受給対象者数	84,963人
	支給件数	842,044件
	市町村支給額	2,041,826千円
	事業費県補助	919,198千円

6 高等学校等就学支援金制度の改善【一部新規】



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。
- (2) 所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- (3) 就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。
また、マイナンバー導入後の就学支援金の支給事務については、各都道府県における実施・運用状況や意見・要望を十分に把握した上で、国が責任をもって継続的な制度整備を行うこと。
その上で、審査事務等に係る事務費については、マイナンバー導入を理由に一律に削減することなく、国がその全額について財政措置を講じること。
- (4) 就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。
- (5) 1単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を月額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- (6) 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- (7) 令和5年度に創設が予定されている家計急変世帯への支援など、今後、就学支援金の制度内容を変更する際は、各都道府県が就学支援金に関連して実施する独自補助などの仕組みを国において詳細に調査し、その結果を考慮した上で学校や各都道府県が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。
- (8) 国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを本県私立高等学校が導入することに伴い、大幅な増加が見込まれる生徒・保護者からの問合せについて、遅滞なく対応できるよう国において専用窓口を設けるなど必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。

- ・ 県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 私立高校においては、令和2年度から年収約590万円未満世帯を対象に、授業料の全国平均額を上限とした無償化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や、年収590万円を超える世帯の学費負担は依然大きく、更なる支援の充実が必要である。
- ・ 定時制、通信制等で、1単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が4～6月と7～3月で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加、また各県では審査のためにマイナンバーの入力業務委託を必要とするなど新たな事務費が発生している。
- ・ 就学支援金の支給事務へのマイナンバー導入については、マイナンバーの徴収や新システムの操作、税額照会後のエラー対応などの新たな事務に対し現場で多くの混乱が生じている。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
- ・ 本県の私立高校等においては、就学支援金に上乗せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約6万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数か月の期間を必要とする。
- ・ 本県の私立高等学校等においては、国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを令和3年度から導入したが、保護者からの問合せに対する対応が膨大な事務負担となっている。

◆参考

- 高等学校等就学支援金オンライン申請システム導入自治体数（令和2年4月時点）
 - 公立の導入状況 11自治体
 - 私立の導入状況 22自治体

7 高等学校等就学支援金の支給額等の見直し



【文部科学省】

◆提案・要望

父母負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給額等の改定を行い、空調の整備及び運転に必要なコストを的確に反映させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方財政計画に定める公立学校の授業料（以下「標準的な授業料」という。）は、平成19年度に改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。
- ・ その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。さらに、昨今の猛暑を踏まえると、生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備である。
- ・ こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。
- ・ 本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はP T Aが設置するなどし、維持管理費を含めて父母負担となっているところである。

◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額（全日制）

現行	空調使用料相当額	見直し後（案）
118,800円	+9,000円	127,800円

空調使用料相当額：本県のP T A等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

■誰もが活躍できる社会の実現



【内閣官房、外務省】

県担当課：オリンピック・パラリンピック課、国際課

1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のホストタウンと相手国との交流支援



【内閣官房】

◆提案・要望

ホストタウンに登録されている自治体が、東京2020大会時に新型コロナの影響により実施できなかった選手等との直接交流を大会終了後に実現できるよう、令和4年度以降も財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ホストタウン自治体は当初事前キャンプ中に選手と住民とが直接触れ合う交流を予定していたが、新型コロナの世界的な感染拡大により難しい状況になってしまった。そこで、大会終了後も相手国との友好関係を継続し、コロナ収束後に改めて直接の交流を実現させることで地域のレガシーとして根付かせていくため、令和4年度以降も財政支援を継続する必要がある。

◆参考

○埼玉県内におけるホストタウンの登録状況（令和3年4月23日時点）

- ・登録自治体 県と21市町
- ・相手方 17か国・地域

国・地域名	自治体名	ホストタウン登録
アンドラ	横瀬町	令和2年12月
マカオ	吉川市	令和2年12月
アルジェリア（※）	北本市	令和2年2月
マレーシア（※）	三芳町	令和2年2月
オーストラリア	戸田市	令和元年12月
キューバ	東松山市	令和元年10月
コロンビア	秩父市	令和元年6月
コロンビア	草加市	平成31年4月
タイ	川越市	平成31年4月
オーストラリア	県・上尾市・伊奈町	平成31年2月
トルコ（※）	本庄市	平成30年12月
セルビア（※）	富士見市	平成30年12月
ベナン	幸手市	平成30年8月
オランダ	三芳町	平成30年4月
コロンビア	県・加須市	平成29年12月

イタリア	県・所沢市	平成 29 年 12 月
ミャンマー	鶴ヶ島市	平成 29 年 7 月
ブラジル	県・新座市	平成 28 年 12 月
オランダ	さいたま市	平成 28 年 12 月
ギリシャ	三郷市	平成 28 年 6 月
ブータン	寄居町	平成 28 年 6 月

※ 富士見市はセルビア（令和元年 12 月）、三芳町はマレーシア（令和 2 年 3 月）、北本市はアルジェリア（令和 2 年 4 月）、本庄市はトルコ（令和 3 年 2 月）の共生社会ホストタウンにもそれぞれ登録

2 (独) 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の存続



【外務省】

◆提案・要望

独立行政法人国際交流基金アジアセンターが実施する「日本語パートナーズ」派遣事業を令和4年度以降も継続して実施すること。

◆本県の現状・課題等

- 本県では平成27年11月に独立行政法人国際交流基金と連携協定を締結し、本事業に埼玉県推薦プログラムを設け、平成28年度から派遣者の募集、選考、同基金への推薦を実施している。
- 本事業は、海外に日本文化を広めるとともに、派遣した人材が多様な経験を通じ、グローバル人材として成長することが期待できるものである。派遣した人材は、帰国後、地域における多文化共生の担い手となる可能性もあり、埼玉県にとっても重要な事業であると考えている。
- 本事業については、令和3年度派遣まで予算措置されているが、令和4年度以降の派遣に向けた予算は確保されていない。令和4年度の派遣及びその後の本事業の継続実施を要望する。

◆参考

埼玉県では、平成29年度から令和元年度までの3年間に埼玉県推薦枠で26名をタイ、インドネシアに派遣しており、令和2年度（令和元年度選考）からは、派遣先にベトナムを加えた。

○埼玉県推薦枠による派遣者数

派遣年度	派遣者数 () 内は推薦枠数			合計
	タイ (5)	インドネシア (5)	ベトナム (2)	
平成29年度	5	4	—	9
平成30年度	5	5	—	10
令和元年度	4	3	—	7
令和2年度(*)	—	—	—	—
令和3年度(予定)	2	2	—	4
合計	16	14	—	30

(*) 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、安全確保の観点から派遣中止

■未来を見据えた基盤づくり



【内閣府、総務省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課：交通政策課、エネルギー環境課、県土整備政策課、道路街路課、都市計画課、市街地整備課、特別支援教育課

1 鉄道新線建設の取組に対する支援



【国土交通省】

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するための取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイルプロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の1/3以内、地方公共団体と同額）を補助。

○あと数マイルプロジェクトにおける検討路線

（平成28年4月交通政策審議会答申路線）

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ・ 東京8号線の延伸（押上～野田市）

（答申外路線）

- ・ 日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・ 多摩都市モノレールの延伸

2 新大宮上尾道路など直轄国道等の整備推進



【国土交通省】

◆提案・要望

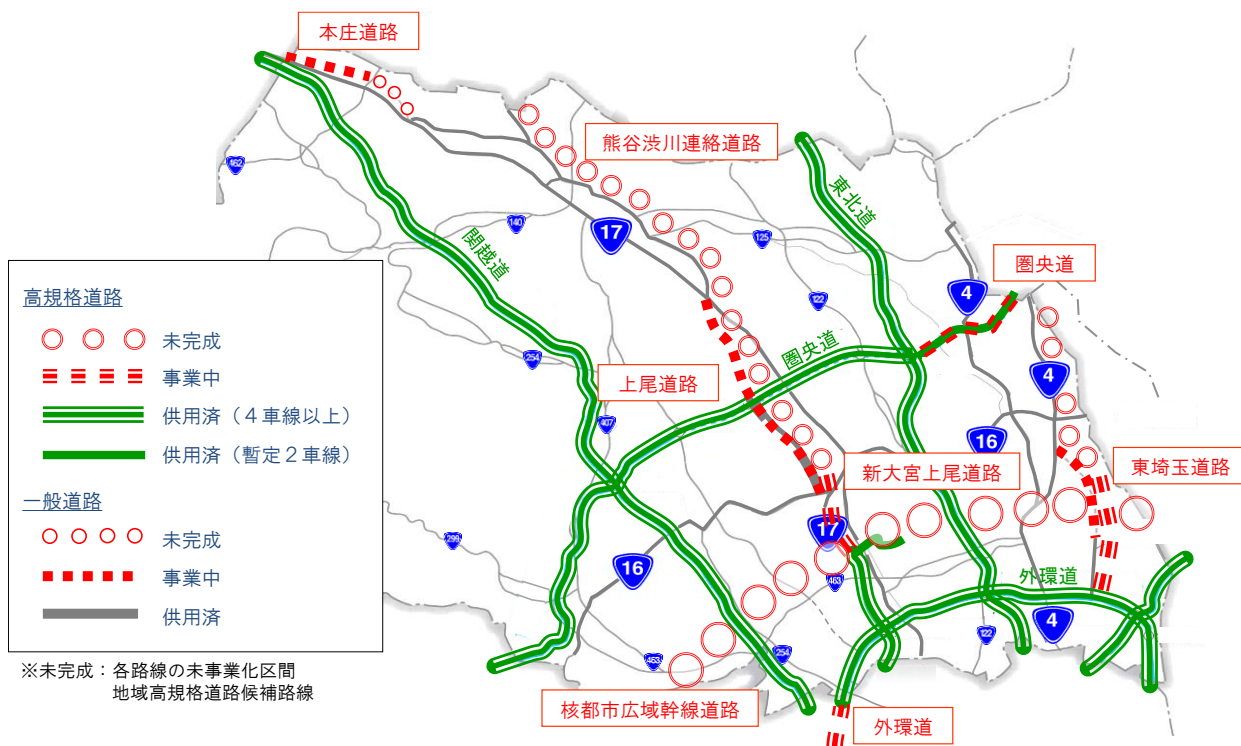
- (1) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道等（新大宮上尾道路、上尾道路、本庄道路、東埼玉道路、圏央道）の整備を推進すること。
 - ・新大宮上尾道路（国道17号）
 - 事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
 - 未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
 - ・上尾道路（国道17号）
 - 事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号）
L=20.1km
 - ※I期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・本庄道路（国道17号）
 - 事業中区間：本庄市沼和田（国道462号）～高崎市新町（群馬県境） L=7.0km
 - 未事業化区間：深谷市岡（深谷BP）～本庄市沼和田（国道462号） L=6.1km
 - ・東埼玉道路（国道4号）
 - 事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島
L=9.5km
 - （一般部）吉川市川藤～春日部市水角 L=8.7km
 - 未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号）
L=8.1km
 - ※（一般部）八潮市八條（外環道）～吉川市川藤 L=5.7km供用済
 - ・圏央道
 - 暫定2車線区間：久喜白岡JCT以東 L=11.1km
 - ※県内区間 L=58.4km全線供用済
- (2) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
- (3) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの地域高規格道路候補路線の計画を早期に具体化すること。
- (4) 圏央道の久喜白岡JCT以東の暫定2車線区間を早期に4車線化すること。
- (5) 圏央道と外環道との間の地域高規格道路候補路線である核都市広域幹線道路の計画を早期に具体化すること。
- (6) 地域高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。
- (7) 新大宮上尾道路や東埼玉道路など直轄国道等は、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期開通のための十分な事業費を確保すること。
- (8) 外環道の残る事業中区間（大泉JCT～東名JCT）の整備推進および、東名JCT以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号新大宮バイパスや国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。
- ・ 地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

○本県の直轄国道等の整備状況



3 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用【一部新規】



【国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・三芳スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・三郷料金所スマートインターチェンジ（フル化）
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金収受コストの軽減につながるETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県内の圏央道が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。

4 幹線道路網の整備推進



【国土交通省】

◆提案・要望

重要物流道路制度に基づき、本県の物流上重要な道路を指定するとともに、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を確保すること。

【具体的内容】

(1) 重要物流道路の指定

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路「重要物流道路」に指定した上で、整備に必要な財源を確保すること。なお、指定に際しては県の意見を十分に反映すること。

- ・一般国道122号（（都）日光東京線）
- ・一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・西関東連絡道路
- ・一般国道254号（和光富士見バイパス）
- ・主要地方道越谷野田線
- ・一般県道川越北環状線 等

(2) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備及び整備に必要な財源を確保すること。

- ・西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル）
- ・主要地方道越谷流山線（三郷市）等

(3) 成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

- ・一般国道407号（鶴ヶ島日高バイパス）
- ・主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）
- ・一般県道本田小川線（小川町）等

(4) 隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

- ・一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・一般国道254号（和光富士見バイパス、一般国道298号以南延伸）
- ・（都）放射7号線（新座市）
- ・（都）飯能所沢線（所沢市）等

(5) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

- ・東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市） 等

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を協力を推進する必要がある。

5 人口減少社会におけるまちづくり



【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

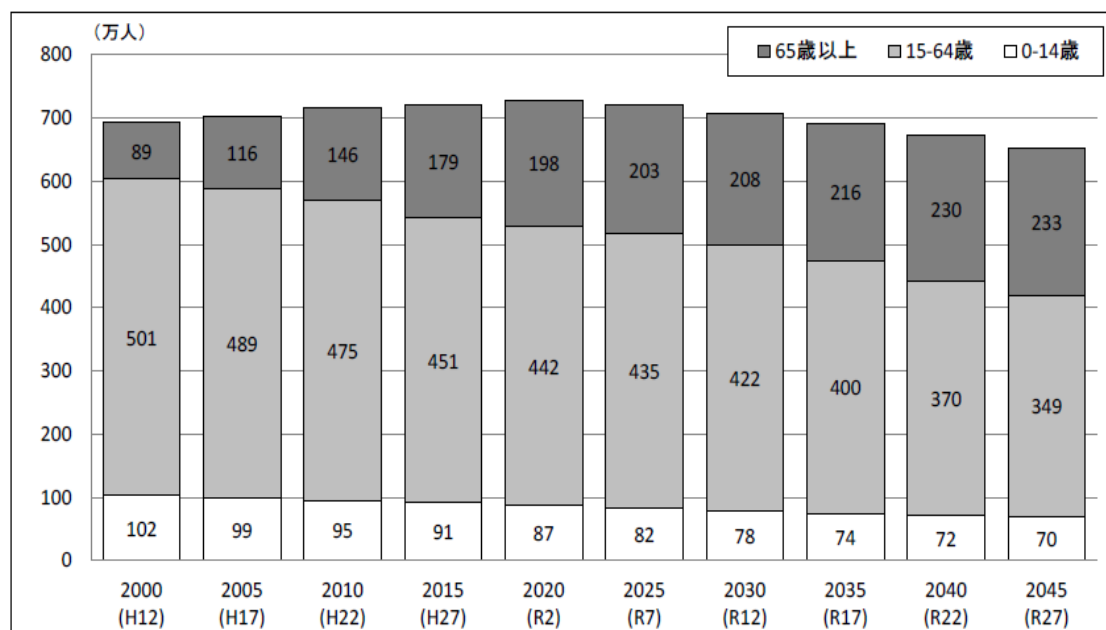
インフラ更新や公共交通・エネルギー等の効率的利用を進め、将来における財政負担を縮減する取組を支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人口は2020年（令和2年）をピークに減少に転じ、75歳以上の人口は2015年（平成27年）の77万3,000人から、2025年（令和7年）には120万9,000人になると推計されており、日本で最も早く高齢化が進むことが見込まれている。
- ・ 急速な人口減少と高齢化により、労働力不足、財政硬直化、医療・介護・子育て・教育サービスの低下、インフラ更新・公共交通維持費用の不足、空き家・空き地増加など、様々な課題が顕在化し、地域産業や都市の活力低下が懸念される。また、想定を超える大規模水害など、頻発する災害への対応も求められる。
- ・ これらの課題を解決するためコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を含む、地域特性に応じたまちづくりを行う市町村を県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。居住や都市機能を集積し、インフラ更新や公共交通・エネルギー等の利用を効率的に進め、「密度の経済」を発揮することで、生活利便性の向上、地域経済の活性化、行政コストの削減をもたらし、超少子高齢化によって生じる様々な課題の解決を図っていく。
- ・ しかし、こうしたまちづくりには一時的に多額の財政負担が生じることが課題となっている。また、規制の緩和など制度的な支援やノウハウの提供も必要である。

◆参考

○埼玉県の年齢3区分別人口の推移見通し（社人研推計）



（2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成）

○都道府県別高齢者人口推計

高齢者（65歳以上）（単位：万人）						後期高齢者（75歳以上）（単位：万人）					
順位	都道府県	2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)	増加数	増加率	順位	都道府県	2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)	増加数	増加率
1	沖縄県	28.2	36.2	8.0	28.2%	1	埼玉県	77.3	120.9	43.6	56.4%
2	宮城県	60.0	69.6	9.6	16.0%	2	千葉県	70.7	107.2	36.5	51.6%
3	福岡県	132.1	149.2	17.1	12.9%	3	神奈川県	99.3	146.7	47.4	47.7%
4	茨城県	78.0	87.9	9.9	12.71%	4	愛知県	80.8	116.9	36.0	44.6%
5	埼玉県	180.4	203.4	22.9	12.70%	5	大阪府	105.0	150.7	45.7	43.6%

(注) H27 高齢者人口には人口構成比により按分した年齢不詳人口を含む。増加率は1人単位で算出。

(社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成)

6 特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実



【文部科学省】

◆提案・要望

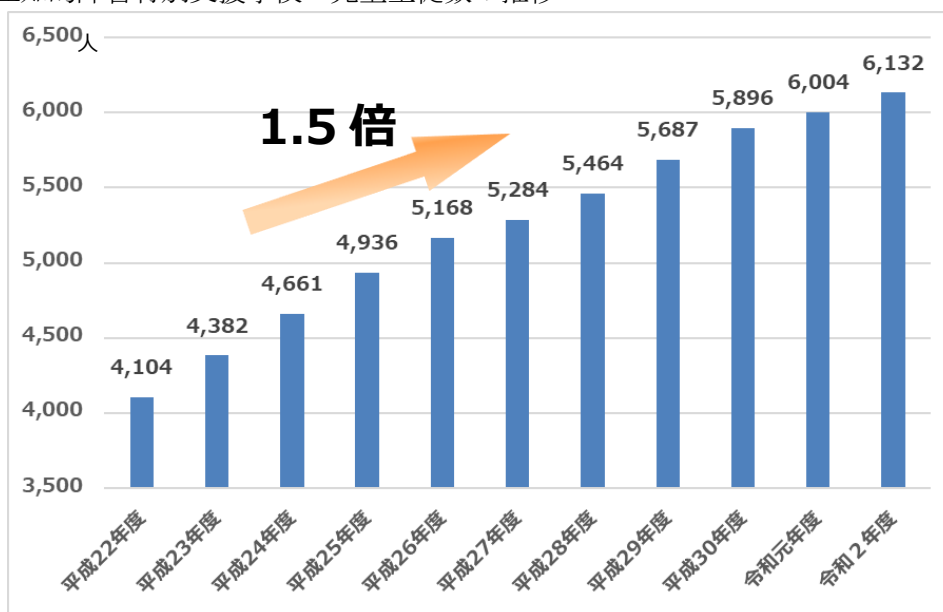
- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するとともに、「多様な学びの場」の充実を図るため、学校教育法第80条により、都道府県と定められている特別支援学校の設置義務について、政令市にも拡大を図ること。
- (2) 設置基準の策定に当たっては、特別支援学校の教育環境の充実につながるものとするとともに、特別支援学校の設置・運営に係る財政的支援制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況への対応は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、知的障害特別支援学校を12校設置するとともに、現在、新校や分校の設置など学校の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 政令市は、児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であり、知的障害特別支援学校を設置している政令市も多い。
- ・ 特別支援学校の設置義務が政令市に拡大すれば、市内の児童生徒を受け入れるための特別支援学校の設置の動きが促進され、児童生徒数の増加に対応でき、教育環境が改善されるとともに、住み慣れた身近な地域で学ぶことができる。さらに、地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ また、国で検討されている特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものとする。既存施設を活用した特別支援学校の整備について補助金の算定割合が引き上げられているものの、県立及び市町村立特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、一層の財政的支援制度の充実が求められる。

◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移



○学校教育法第80条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○政令市 市立特別支援学校の設置状況等

No	都道府県	市	学校数		在籍数※2	人口※3
			知的※1	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	349	1,959,313
2	宮城県	仙台市	1	0	154	1,064,060
3	埼玉県	さいたま市	0	2	83	1,314,145
4	千葉県	千葉市	3	0	387	972,516
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,538	3,754,772
6		川崎市	2	1	624	1,514,299
7		相模原市	0	0	—	718,300
8	新潟県	新潟市	2	0	293	788,465
9	静岡県	静岡市	0	0	—	698,275
10		浜松市	0	0	—	802,527
11	愛知県	名古屋市	4	0	1,085	2,301,639
12	京都府	京都市	7	1	1,256	1,409,702
13	大阪府	大阪市※4	—	—	—	2,730,420
14		堺市	2	0	339	834,787
15	兵庫県	神戸市	4	1	1,159	1,533,588
16	岡山県	岡山市	0	0	—	708,973
17	広島県	広島市	1	0	541	1,195,775
18	福岡県	北九州市	6	2	732	950,602
19		福岡市	6	2	1,674	1,554,229
20	熊本県	熊本市	2	0	93	733,721

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値(令和2年5月1日現在)

※3 人口については、令和2年1月1日住民基本台帳人口

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

7 特別支援学校のスクールバス運行に対する財政支援の拡充【新規】



【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校の児童生徒の通学に必要な不可欠なスクールバス運行委託費について、財政支援の拡充を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の80%程度がスクールバスを利用している。
- ・ 令和3年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は5年前と比較し10%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。
- ・ 児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの台数は5年前の224台から42台増加し、令和3年度では266台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込まれる。
- ・ スクールバス運行委託費について、平成30年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の約16%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等

年度	通学者数(人)	利用者数(人)	利用率	台数(台)	予算額(千円)
H28	6,307	4,785	75.9%	224	1,965,671
H29	6,541	4,996	76.4%	230	2,016,312
H30	6,755	5,156	76.3%	233	2,090,415
R1	6,744	5,257	78.0%	236	2,259,631
R2	6,946	5,441	78.3%	242	2,381,990
R3	7,227※	5,828※	80.6%	266	2,703,055

※令和3年4月現在暫定値

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

地方交付税算定標準規模		埼玉県	
学級数 ①	350 学級	学級数(R2.5.1) ④	1,832 学級
積算額 ②	70,416 千円	当初予算額(R2)⑤	2,381,990 千円
1学級あたり ③ (②÷①)	202 千円	1学級あたり ⑥ (⑤÷④)	1,300 千円

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の16%程度 (③÷⑥)

